

# 一時滞在施設運営フローチャート (Ver.1.0)

発災

開設準備から受入開始

開設から受入

## ①発災

### 施設や職員の安全確保を行います

- 施設や職員の安全確保をチェックリストに従って確認してください  
(□施設や職員の安全に問題がなければ、開設準備の方向性について協議する)
- 区市町村から開設要請が来たら「②開設条件の確認」を検討します★1

このフローチャートは施設担当者で事前に話し合い、開設の基準など施設の設定に合わせて修正してください (使用時はこのボックスを削除してください)

備がなく、施設管理者が自主的に開設される場合も開設することは開設を妨げることはありません  
開以外に発災した場合など、一時滞在施設開設のために職員が遠方から、あるいは近隣でも危険を冒してまで参集する必要はありません。集まった帰宅困難者も運営人数とし開設することは管理責任者の判断で可能です  
★3：本務の事業継続業務が優先されます。一時滞在施設の運営は開設できる状況となったら速やかに開設を検討してください  
★4：管理責任者が不在時は、副管理責任者が行います

## ②開設条件の確認 (管理責任者を含むその場にいる職員が行う)

### 一時滞在施設の開設に必要な条件を確認しましょう

- 開設に最低必要な運営人数である●名が確保できている★2
- 施設や職員の安全が確保できている
- 一時滞在施設の運営により本務である事業継続業務に支障を生じることはない★3

要件を満たすとき

要件を満たさないとき

★あなたの施設の管理体制；  
管理責任者；  
副管理責任者；

## ③施設開設の判断 (管理責任者★4が行う)

### 一時滞在施設を開設するかどうか判断しましょう

- 開設する
- 開設しない

開設しないとき

## ④開設しない場合の対応 (その場にいる職員が行う)

- 開設しない場合の掲示 (資料○) を施設入口に掲示する
- 区市町村へ開設できない判断を速やかに報告する
- ②の条件が揃っておらず「開設しない」と判断した場合は、条件がクリアできる可能性が生じたタイミングで、①の条件を再検討してください
- 以降に条件が揃って開設できる見込みがある場合は、無理のない範囲で以下の④までの準備をします (例：立入禁止区域の表示、受付の設置など)

あなたの施設の帰宅困難者収容可能人数；  
男性： 名 女性： 名 その他： 名  
計： 名  
あなたの施設の備蓄物資の状況；  
水： 本 食料： 食

## ④開設に必要な役割分け (職員全員)

### 開設の方針になったら役割分担を行います

- 開設に必要な人員を「総務班」「情報班」「物資班」にそれぞれ分ける (「総務班」には管理責任者を配置)
- 開設に必要な人員を確保後、人数が増えれば「総務班」への人員追加「保健医療班」の設置という順で班編成変更を行う  
※難しい場合は総務班で兼務する
- あなたの施設の帰宅困難者収容可能人数、備蓄物資の状況を書く

総務班を責任者と班員に分けた後に保健医療班を立ち上げる  
※難しい場合は総務班で兼務する

### 総務班 (班員： 名以上確保できるように募る)

- 開設場所の安全を確認し、使用不可、立入禁止の場所を張り紙で明記する
- トイレの使用可否の確認を行い、使用方法を掲示する
- 帰宅困難者数や体調の把握のため受付を設置する。施設の受入に関する注意事項の掲示、施設運営に必要な項目を備えた名簿を用意する。(資料○)
- その他他班に属さないことを実施もしくは他班へ割当て○

○：管理責任者が行う業務

### 情報班 (班員： 名以上確保できるように募る)

- 通信機器 (インターネット・MCA無線・他 ( )) の使用可否を確認し準備する
- 発災時の外部との連絡先一覧 (資料○) を本部に準備する
- 施設内外の被害情報を収集し、滞り者が共有できるように掲示するためのホワイトボードを設置する
- 開設準備がすべて整ったら、施設開設と施設の被害状況、受入れ可能人数を区市町村へ報告

### 物資班 (班員： 名以上確保できるように募る)

- 備蓄物資の在庫確認を行い、上の表に記入する
- 物資提供のタイミングを確認する
- 備蓄倉庫から事前に持ち出せるかどうかを確認し、物資提供方法を検討する (備蓄倉庫はどこにあって、持ち出せるかどうか。難しい場合は提供場所を倉庫に近くにするなど工夫)

### 保健医療班 (班員： 名以上確保できるように募る)

- 周辺の医療救護所や医療機関の場所/開設状況を把握する
- 怪我人や病人が発生した場合に備え、救護所への搬送用物品や簡単な対応ができる救急セット、トイレなど感染症の発生原因となりやすい箇所の掃除道具を使用可能な状態にしておく
- 発熱などの有症状者を待機させることができるエリアを準備する
- 医療資格を持つ滞り者の協力を依頼できるように、総務班に情報提供を依頼する

## ⑤開設及び帰宅困難者の受入 (職員全員)

### 総務班

- 受入れた滞り者や職員の協力から班業務に協力してくれる方を募り、各班へ振り分ける (班人数が2名以上となるように呼びかける)
- 開設から6時間ごとを目安に班長会議を開催し、各班の情報を共有する (次第に開催間隔を広げてもよい) ○
- 帰宅困難者受入れのための受付作業 (人数、体調の確認) を継続して行う
- 施設の記録作成 (できれば開設決定から、難しければ受入れ開始時間からの対応状況について記録する)

### 情報班

- 受付名簿に基づき受け入れた帰宅困難者の集計・分析をする→行政機関及び施設運営に必要な情報を班長会議等で報告
- 情報提供できる環境 (テレビ・ラジオ・掲示板など) の設置
- 施設内外の被害状況を収集し、ホワイトボードで滞り者が共有できるように掲示する
- Wifiアクセススポットの接続に関する案内掲示を行う※提供可能なWi-Fiがある施設
- 必要時、施設からの情報発信を実施

### 物資班

- 開設前  
□備蓄物資の在庫確認を行い、必要数を把握する
- 物資の提供を行い、残数を把握する
- 開設後  
□班長会議に合わせて備蓄の残数等を確認し、補給が必要な状況が検討する。緊急の場合は随時責任者に相談する

### 保健医療班

- 総務班から情報提供を受け、医療従事者と連絡が取れるようにする
- 発熱などの有症状者を待機させることができるスペースへの誘導
- 施設滞り者と協力して適宜トイレ、ゴミの状況を見回り、清掃を行う
- 怪我人や病人が発生した場合は医療従事者、総務班、情報班と協力し、可能であれば応急手当や救護所への搬送を行う

## ⑥運営条件の検討 (班長会議ごと、緊急の場合は任意で責任者が情報収集し実施)

### 必要に応じて、運営条件の検討を行います

- 帰宅困難者の受入れ数は、施設運営上、問題ない人数か (単純な受入れ容量比ではなく、要配慮者の状況やトラブルの有無、協力者の有無などで総合的に検討)
- 備蓄の在庫数は、施設運営上、問題ない数か (不足すれば受け入れない、追加を依頼する、だけでなく、数を減らして提供できるか、周辺の施設から融通できるかなど幅広く検討)
- 周辺の一時滞在施設の開設状況はどうか確認する
- 周辺の公共交通機関の復旧状況はどうか確認する

⑦受入可否の判断

必要に応じて、一時滞在施設への帰宅困難者の受入可否を判断しましょう

- 受入を継続 →⑤⑥を継続
- 受入を中止

受入れを中止する場合

- 受入不可であることを入口に掲示すると共に、帰宅困難者受入れのための受付作業（人数、体調の確認）の中止
- 受付で聞かれた場合、可能な限り、近隣の一時滞在施設を案内する
- 開設6時間ごとに班長会議を開催し、各班の情報を共有する◎
- 施設の記録作成（受入れ開始時間からの対応状況について記録する）
- 受入れた滞在者や職員の協力者から班業務に協力してくれる方を募り、各班へ振り分ける
- その他他班に属さないことを実施もしくは他班へ割当て

- 受入不可となったことを都あるいは区市町村へ報告
- 施設内外の被害状況を収集し、掲示板を設置している場合は適宜情報更新を行う
- 必要時、施設からの情報発信を実施（滞在者が不安になるため、可能であれば定期的な情報発信のタイミングを示しておくことが望ましい）

- 備蓄物資の在庫確認を行い、必要数を把握する
- 物資の提供を行い、残数を把握する
- 班長会議に合わせて備蓄の残数等を確認し、補給が必要な状況か検討する。緊急の場合は随時責任者に相談する。

- 発熱などの有症状者を待機させることができるスペースへの誘導
- 施設滞在者と協力して適宜トイレ、ゴミの状況を見回り、清掃を行う
- 怪我人や病人が発生した場合は医療従事者、総務班、情報班と協力し、可能であれば応急手当や救護所への搬送を行う

⑦閉鎖条件の検討（班長会議、緊急の場合は任意で責任者が情報収集し実施）

- 周辺の公共交通機関は復旧してきているか
- 施設内の滞在者数は減少してきているか
- 備蓄の在庫数は、施設運営上、問題ない数か
- 施設内の要配慮者はどのくらいの人数か、自力で移動できそうかどうか
- 発災後72時間経過後も、施設運営が可能な状況か

⑧閉鎖の判断

発災後72時間程度を目途に、一時滞在施設の閉鎖の可否を判断しましょう

- 受入を継続 →⑤⑥を継続
- 閉鎖

閉鎖する場合

- 完全に閉鎖するまでの所要時間を設定し、関係機関や施設滞在者と調整を行う
- ・要配慮者（自力で移動できない人）がいる場合は都や区市町村と移動手段や移動先を調整する
- ・すべて調整が済んだら施設滞在者へ所要時間とともに閉鎖予定日時を伝える（情報班を通じて）

- 公共交通機関が復旧し始めている場合は、随時情報提供をするとともに、一斉に帰宅して危険な混雑を作らないよう、施設滞在者へ呼びかける
- 閉鎖の報告を都あるいは区市町村へ報告

- 完全に施設を閉鎖するまでは適宜、可能な範囲で物資提供を行う
- 可能であれば片づけを始める

- 完全に施設閉鎖するまで、適宜トイレ、ゴミの状況を見回り、清掃を行う
- 閉鎖に向けた所要時間中に、怪我人や病人が発生した場合は医療従事者、総務班、情報班と協力し、可能な範囲で応急手当や救護所への搬送を行う

閉  
設  
ま  
で